

# 戸山サンライズ

2015年 夏号

特集

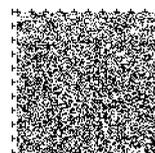
## 障害者優先調達推進法の普及に向けて

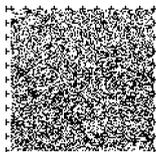
レクリエーション 太鼓サークルなかよし応援太鼓

ライフサポート 社会保険Q & A



全国障害者総合福祉センター





←これは、SPコードです。  
専用読み取り装置の使用により、誌面の内容の音声出力が可能です。

## 第29回障害者による書道・写真全国コンテスト

写真部門 金賞 「しぶきを浴びて」

京都府 安田 隆

(作品PR)

鴨川の堰で採餌するシラサギ

(寸評)

上手い写真です。堰と水面の黒い中に白鷺がぱっと浮かんで、しかも餌をつかんだ頭の暗い部分は、しぶきをバックにシルエットでくっきりと見えて、感動しました。



このコンテストは、障害者の文化活動等の推進を図ることで技術の向上、自立への促進並びに積極的な社会参加を目的として、(公財)日本障害者リハビリテーション協会(全国障害者総合福祉センター)の主催により毎年開催されているものです。第29回を迎えた今回のコンテストでも、全国各地より214点(写真部門)にのぼる素晴らしい作品がよせられました。

## 目次

2015年夏号

### ■特集：障害者優先調達推進法の普及に向けて

- 障害者優先調達推進法の概要とねらい ————— 小澤 温 1  
「優先調達推進法」の普及に対する  
全国社会就労センター協議会(セルプ協)の取り組み ————— 寺口 能弘 4  
大田福祉工場での優先調達法の取り組みについて ————— 鶴田 雅英 7

### ■スポーツ

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを考える ————— 清水 論 10

### ■レクリエーション

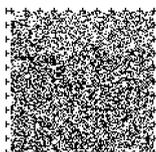
- 太鼓サークルなかよし応援太鼓 ————— 泉原 貢 13

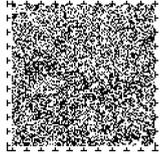
### ■ライフサポート

- 社会保険Q & A ————— 高橋 利夫 16

### ■お知らせ

- 全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)研修案内 ————— 17





# 障害者優先調達推進法の概要とねらい

筑波大学  
小澤 温

## 1. 法の概要

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、障害者優先調達推進法とします）は、2012年6月に成立し、2013年度から施行されました。この法律の目的は、国・独立行政法人、地方公共団体・地方独立行政法人による障害者就労施設からの物品・役務の調達の基本方針、調達方針を策定し、障害者就労施設が提供する物品・役務の需要の増加を図ることを目的としています。さらに、障害者就労施設が提供する物品・役務の需要の増加により、障害者就労施設で就労する障害者、在宅で就業する障害者の工賃向上による経済的な自立の促進に貢献することも目的としています。具体的な施策としては、国・独立行政法人、地方公共団体・地方独立行政法人の責務の明確化と調達の推進、公契約における障害者の就業促進の措置、障害者就労施設の提供する物品・役務に関する情報提供、の3つの柱が示されています。

国・独立行政法人の責務の明確化と調達の推進では、障害者就労支援施設から優先的に物品・役務を調達するために、基本方針の策定・公表、（各省庁）調達方針の策定・公表、調達方針に基づいた調達の実施、調達実績の公表を行うこととしています。地方公共団体・地方独立行政法人の責務と調達の推進では、調達方針の策定・公表、調達方針に基づいた調達の実施、調達実績の公表を行うこととしています。

公契約における障害者の就業促進の措置では、国・独立行政法人（地方公共団体・地方独立行政法人）が、公的な契約の際に、競争参加（競争入札など）資格を定めるのに、法定雇用率を満たしている企業、あるいは、障害者就労施設からかなりの物品を調達している企業などを勘案して定め

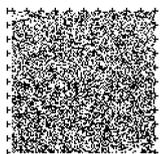
ることに努めるとしています。このことにより、間接的に、障害者の就労、就業を促進する効果を目的としています。

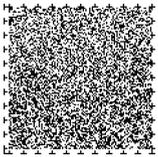
障害者就労施設の提供する物品・役務に関する情報提供では、物品・役務を購入しようとする国・独立行政法人、地方公共団体・地方独立行政法人が必要とする情報を把握する窓口の設置を促進することを目的としています。具体的には、複数の障害者就労施設の提供する物品・役務と購入者である国・独立行政法人、地方公共団体・地方独立行政法人とを円滑に結びつけるための共同購入窓口の設置があります。

このように、障害者優先調達推進法は、障害者就労施設から国・地方公共団体などの公的機関が、優先的に物品・役務を調達することによって、障害者の就労・就業を促進することを目的としています。これまでの施策が就労支援として障害者の職業訓練に力を入れてきたことに加えて、障害者就労施設からの物品・役務の調達の拡大によって結果として就労の場の拡大と工賃の向上につながっていく環境整備の施策に力を入れることを重視する点は重要です。

## 2. 障害者優先調達推進法の背景

2006年度から本格的に施行された「障害者自立支援法」（現、障害者総合支援法）には、長年、障害者福祉政策と障害者雇用・就業政策との間での連携がむずかしかった2つの分野の連携・協働を目指し、この2つの政策を強化し具体的な成果を出していくことを目的にしたことは重要でした。これまで「福祉的就労」と「一般雇用」とを区別して、「福祉的就労」が障害者福祉政策の中心であった状況に対して、「一般雇用」に方向性を定めたことはこ





れまでの障害福祉制度と異なり、福祉的就労から一般雇用を目指す障害者向けに連続的な支援を提供することが重要な施策になりました。

障害者自立支援法以降は、障害者の雇用・就労の支援は、雇用の場を広げるための法定雇用率制度と障害者の就労に至るまでの訓練の場を支える就労移行支援、就労継続支援、就職後の職場定着を支援する障害者就業・生活支援センターの3つの柱から形成されることになりました。

厚生労働省のデータで民間企業の障害者雇用の状況をみると、2014年で実雇用率1.82%、法定雇用率達成企業の割合は44.7%であり、実雇用率、雇用者数とも着実に増加しています。しかし、法定雇用率2.0%を下回り、未達成企業が50%以上を占めている現状から考えると障害者雇用制度がうまく機能しているとは思えません。

そのため、2013年度から施行された障害者総合支援法における2015年度から2017年度までの3か年の第4期障害福祉計画では、福祉施設から一般就労への移行の強化を目的に、成果目標として、福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加、就労移行支援事業の利用者の増加、事業所ごとの就労移行率の増加が示されています。活動指標としては、就労移行支援の利用者数・利用日数、就労移行支援事業等から一般就労への移行者数といった障害者総合支援法に基づく事業に加えて、公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設

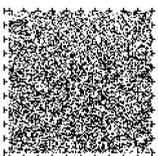
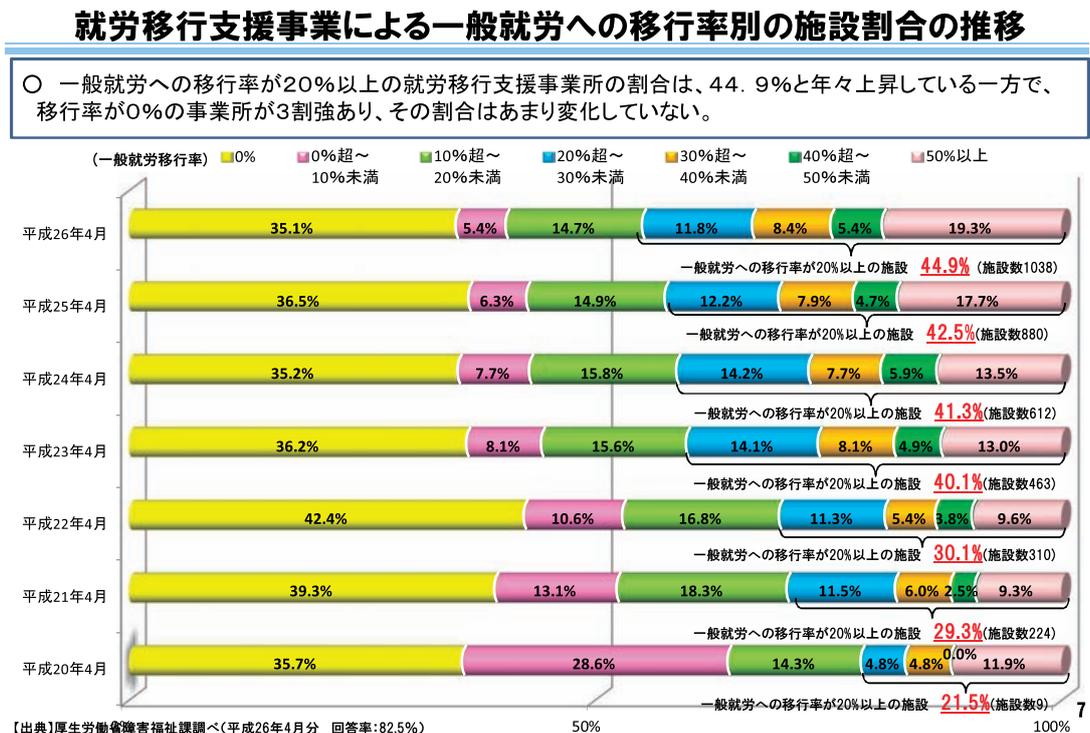
の利用者の支援件数、委託訓練事業の受講者数、障害者試行雇用事業の開始者数、職場適応援助者による支援の対象者数、障害者就業・生活支援センター事業の対象者数といった都道府県の労働部局との連携によって立てる活動指標が示されています。このような成果目標と活動指標に関して少なくとも1年に1回実態を把握・分析し、その結果に基づいて障害福祉計画の中間評価を行い、必要に応じて計画変更、事業の見直しを実施することにしています。

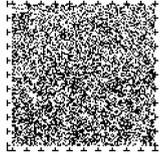
ここでは、障害者総合支援法での障害者への就労支援の柱である就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の3つの事業の現状について厚生労働省のデータをもとに考えてみたいと思います。

就労移行支援事業では、2008年4月から2015年4月までの実績をみると、一般就労への移行率別の施設割合の推移は、利用者の50%以上を一般就労に結びつける事業所も着実に増加している一方で、一般就労にまったく実績を出していない事業所の割合が35~40%程度の割合で、あまり変わらずに推移しています。（図1）

この問題への対応として、就労移行支援の状況

図1 就労移行支援事業における一般企業への移行率





の改善のために、2015年度から就労定着支援体制加算を設け、一般就労へ移行した後、継続して6か月以上、12か月以上、24か月以上就労している者が定員の一定割合以上いる場合に報酬に加算することにしました。

2013年度の実績では、就労継続支援（A型）事業所では68.2%、就労継続支援（B型）事業所では79.5%が1年間に1人も一般企業への就職者を出していません。次に、この2つの事業の平均賃金の状況を見ると、2006年と2013年との比較では、就労継続支援（A型）事業所では1万1千円程度から7万円弱へ、就労継続支援（B型）事業所では1万2千円程度から1万4千円程度へ向上しています。ただし、就労継続支援（A型）が利用者と雇用契約を結び、最低賃金を守る観点からこの賃金水準をみると著しく低い水準であることは明らかです。このことに関して、2007年から国により「工賃倍増5か年計画」が実施されましたが、就労継続支援（B型）事業所では、現状は倍増とは程遠い結果になっています。（図2）

このような就労支援に関わる3事業の現状から民間企業においては法定雇用率の向上を目指すこと、障害者就労支援施設では工賃の向上を目指すことの2つの対策が必要になってきました。この対策として、障害者の雇用を積極的に進めていく

企業からの優先的な調達、障害者就労施設からの安定的な物品・役務の調達の2つを柱とした障害者優先調達推進法が生まれてきました。

### 3. 障害者優先調達推進法の課題

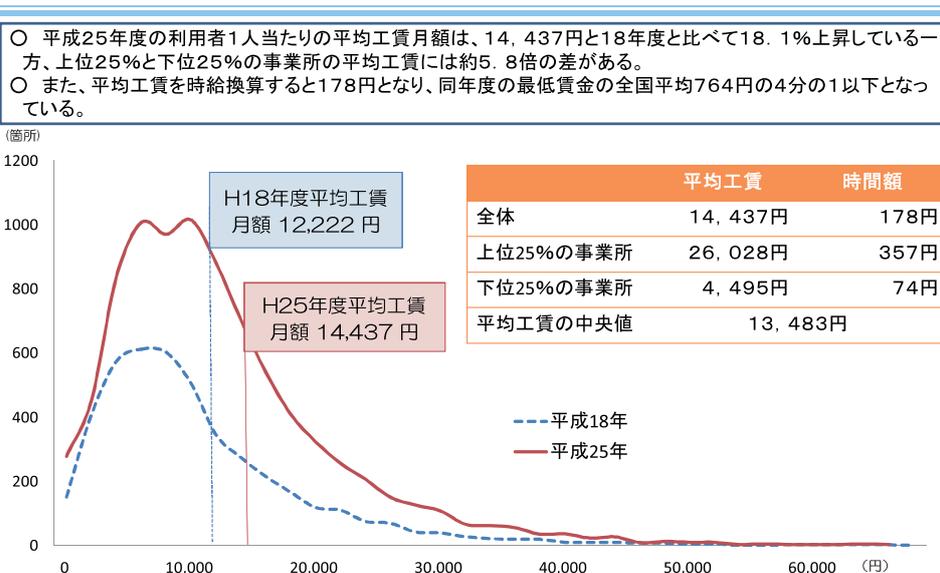
2013年度から施行されて、地方公共団体においても調達方針の策定がかなり進んでいますが、調達実績に関しては大きな地域間の格差があります。都道府県の調達実績をとっても、2014年度では、東京都の5億8千万円から鹿児島県の171万円までの差は人口規模を勘案しても著しい差です。ほぼ同じ人口規模の都道府県でも新潟県の1億2千万円と宮城県の244万円との差も大きな差です。

もちろん、この背景には、地方公共団体の取り組みの差だけではなく、公的機関が必要としている物品・役務に対して、障害者就労施設の提供力がないこともあります。言い換えれば、公的機関と障害者就労施設との間で、需給のミスマッチが生じていることも大きな課題といえます。そのためには、共同受注の窓口の整備とそれぞれの障害者就労施設の提供能力、提供できる物品・役務の種類などを調整・連携して提供できる仕組みづくりが必要になります。また、障害者就労施設における物品・役務の質の向上に関しても努力が必要になります。

障害者優先調達推進法を契機に地域における共同受注の仕組みの整備と障害者就労施設間のネットワークづくり、さらに、必要に応じて民間企業の協力を含めた総合的なシステムが今後必要とされています。

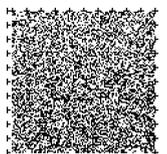
図2 就労継続支援事業（B型）における平均工賃の状況

#### 就労継続支援B型における平均工賃の状況



【出典】厚生労働省障害福祉課調べ

\* 厚生労働省資料



# 「優先調達推進法」の普及に対する 全国社会就労センター協議会(セルプ協)の取り組み

全国社会就労センター協議会  
事業振興委員会 副委員長  
寺口 能弘

「優先調達推進法」は、平成24年6月27日に公布され、平成25年4月1日に施行された。全国社会就労センター協議会(セルプ協)の結成は1977年であり、授産施設の「官公需推進協議会」の結成がきっかけであったことを踏まえると「優先調達推進法」は、セルプ協結成以来の宿願であり、同法により官公需の障害者就労施設・事業所等への発注拡大や利用する障害者の工賃向上が期待できることとなった。それまで工賃倍増5か年計画、工賃向上計画と全国レベルでの工賃向上の取り組みが行われ、若干の平均工賃の伸びや施設・事業所の工賃向上に係る意識の向上等の成果も見られたが、一方、施設・事業所の自助努力に加え、製品・役務の受注に関する何らかの社会的支援が必要であることも認識されていたため、法の成立は大きな意味を持つ。

しかしながら、受注拡大を図るためには、共同受注窓口の整備、製品やサービスの品質の向上、新規事業の開拓など課題も多いことが考えられたため、これらの課題に対応するためにセルプ協は優先調達推進法プロジェクトチーム、優先調達法特別委員会を設置して協議をすすめるとともに厚生労働省に対する要望活動も行った(後掲)。以下、年度ごとの法の普及等に対する取り組みについて記してみることにしたい。

## ○平成24年度の取り組み

8月1日に、都道府県セルプ協、セルプセンター、都道府県社会福祉

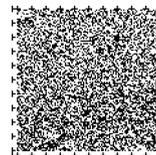
協議会、行政担当者等関係者を集め、全国セルプ優先調達法成立キックオフ会議を開催し、以下の活動を行った。

- セルプ協事業振興委員会に同委員会正副委員長等による優先調達推進法プロジェクトチームを設置し、啓発用ポスターやパンフレットを作成し、都道府県セルプ協・セルプセンターや会員施設・事業所に配付した。
- セルプ協と日本セルプセンターからなる委員に加え厚生労働省からもオブザーバー参加を得て、優先調達推進法特別委員会を設置し、基本方針策定にあたっては、調達目標は前年度実績を上回るようにすること、随意契約を可能とすること、共同受注窓口を全国及び都道府県に整備すること、情報提供に努めること等の要望を平成25年1月に厚生労働省に対して行った。

## ○平成25年度の取り組み

優先調達推進法に係る「調達方針」の収集を5月より行くとともに、優先調達推進法施行を機にした会員施設の取り組み状況の調査を10月に実施し、研修会等で報告し、社会就労センターが同法を活用して発注を拡大し工賃向上を実現していくうえで重要な、自治体に対する認知度の強化や発注に対する施設・事業所間の共同・協働の枠組みづくりのあり方について検討を行った。

また、日本セルプセンターにおいては、全省庁を対象に優先調達推進法の活用についてアピールするとともに営業活動を展開し、具体的な成果を



得た。

これらの取り組み等により、平成25年の国等における障害者就労施設・事業所からの調達実績は、国、独立行政法人、都道府県、市町村等合計で、物品については 29,862件 26.4億円、役務については 35,056件 96.6億円となり、計123億円の実績となった（厚労省調べ）。なお、公表されている都道府県分、市町村分の役務、物品の内訳は、都道府県分の役務では、件数・金額とも「印刷」が最も多く、物品では、「小物雑貨」が件数・金額とも最も多くなっている。市町村分の役務は、件数は「印刷」が最も多く、金額は「清掃・施設管理」が最も多い。物品では、件数は「食料品・飲料」が最も多く、金額は「小物雑貨」が最も多くなっている。しかしながら、全国の就労継続支援B型事業所で働く利用者の工賃が14,437円（平成25年度実績・厚労省調べ）である現状を考えると今後の調達実績のなお一層の積み上げが必須である。

また、障害者就労施設・事業所で働く障害者の工賃・賃金の向上の役割を担う共同受注窓口の現状と課題を把握する取り組みとして、セルフ協・日本セルフセンターは、平成26年2月に「全国共同受注窓口会議」を開催し、窓口組織のあり方について協議した。

窓口組織については、その運営に係る経費が大きな課題であり、厚生労働省障害福祉課に提出する予算および制度改善の要望の中でも早急に実現すべき事項として位置付け、要望と意見交換を進めた。なお、要望の結果、窓口の体制整備のための補助に係る予算が計上された。

### ○平成26年度の取り組み

セルフ協および日本セルフセンターでは、優先調達推進法の普及・啓発と自治体等における一層の活用促進を目的とし、平成26年6月23日～29日

### 要望内容

厚生労働大臣 田村 憲久 様

#### 「優先調達推進法」による一層の発注促進に関するお願い

私たち障害者就労施設・事業所関係者の長年の悲願でありました「優先調達推進法」が施行されて1年が経過します。法創設とその後の体制整備に関し、多大なるご支援を賜りましたことに深謝申し上げます。

さて、同法により障害者就労施設・事業所で働く障害者の経済面の自立に向けた優先的・積極的購入の仕組みが確立されたところですが、自治体によっては法の理解や活用が十分に進んでいないと思われる状況も見受けられます。

つきましては、障害者就労施設・事業所からの物品や役務等の調達が一層推進されますよう、自治体に対するメッセージの発信等、格別のご配慮、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年6月27日

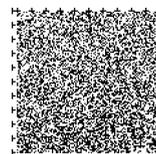
社会福祉法人 全国社会福祉協議会

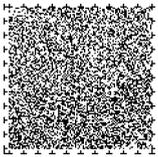
全国社会就労センター協議会

会 長 阿由葉 寛

特定非営利活動法人日本セルフセンター

会 長 川 俣 宗 則





の一週間で「優先調達推進法の日・週間キャンペーン」を実施した。全国のセルフ関係者が首長をはじめとした行政関係者を訪問し、同法の理解や浸透、地元社会就労センターの活用について働きかけを行った（計24道県、350市町村）。その結果、「法に沿った発注を行うよう自治体内の関係各課と調整を行うこととした」、「地域の施設・事業所の所在地や製作している製品や役務についてもっと情報提供してほしい」といった自治体もあり、法の浸透や活用に及ぶ一定の成果も見られた。

全国段階の要望活動としては、平成26年6月27日、セルフ協会長、同事業振興委員長、日本セルフセンター会長が、厚生労働大臣を訪問し、同法活用に係る要望と意見交換を行った。

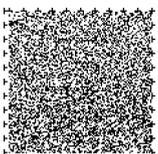
また、共同受注窓口の現状と課題を把握するため「共同受注窓口実態調査」を平成25年度に引き続き12月に実施し、実施事業、運営経費、事務局体制等や運営課題について、前年度より詳細な把握に努めた。

加えて、平成27年2月27日に「全国共同受注窓口会議」を開催し、上記調査の中間報告に基づき、窓口組織のあり方について協議した。

窓口組織についてはやはり、運営継続に係る経費が大きな課題としてあげられ、厚生労働省障害福祉課長に3月23日に提出した「平成28年度予算および制度改善要望（重点事項）」の中に、前年度に引き続き早急に実現すべき事項として、共同受注窓口の立ち上げ、運営経費補助の延長や自治体の調達目標の一定割合を共同受注窓口が発注する働きかけを行うこと等を盛り込んだ。

## ○平成27年度の取り組み予定

優先調達推進法が施行されて約2年が経過し、平成26年度には各自治体等における調達方針の策定が進み、法施行後初年度の調達実績の公表が行われたと



ころである。しかし、依然として調達方針が未策定の自治体等、調達額が伸びない自治体等が多くある現状にあるため、同法を活用した社会就労センターの発注拡大を図り、発注拡大を通じて利用者の工賃・賃金向上につなげ「工賃向上計画」事業を推進するべく、セルフ協は以下の取り組みを進めることとしている。

### ① 官公需等優先発注制度の推進

- 同法が社会就労センターの発注拡大と工賃向上に与えた効果を検証する「優先調達推進法活用実態調査」の実施
- 啓発パンフレット、ポスターの配布等による同法の普及活動の実施
- 同法施行から3年後（平成28年度）の「優先調達推進法の日・週間」キャンペーン実施の検討

### ② 共同受注窓口の組織・機能強化及び充実

- 「全国共同受注窓口担当者会議」の開催
- 平成26年度実施の「共同受注窓口実態調査」に基づく検証

現在、法が施行され2年6か月が経過した。当初より生保・社会事業授産施設が法に該当する障害者支援施設・事業所とみなされていないこと、未だ調達方針の未策定の自治体があること、発注に対応するための施設・事業所側の供給体制や質が整っていない場合があること、施設・事業所がどのような発注に応えられるかについて行政側との相互理解が進んでいないこと等の課題も見られる。また、既に共同受注窓口がある都道府県でも、運営資金は国や都道府県からの補助金に頼っている現状であり、売上手数料で窓口組織の運営を行うことができていない現状である。セルフ協としては、官公需の対象となる、国・地方公共団体、国・地方独立行政法人等に対して、法の更なる周知と課題克服のための取り組みを今後とも行っていきたい。

# 大田福祉工場での優先調達法の 取り組みについて

社会福祉法人東京コロニー 東京都大田福祉工場  
就労支援室長 鶴田 雅英

## ・はじめに

以下の拙文では、東京都大田福祉工場を紹介し、障害者優先調達推進法（以下、優先調達法と略）への取り組みと、その取り組みの中で感じた課題を書きます。体系的な記述はできませんし、文章もたどたどしく読みにくいかもかもしれません。また、間違った知識を前提にしているものさえあるかもしれません。しかし、障害者が働くことの意義をよりいっそう深める制度を、ともに考えていきたいと思って書きました。ぜひ、率直な意見や感想を寄せてください。たくさんの異論がでることが制度の現状やあるべき制度に向けた考察を深めると確信しています。

以下で「障害者（が働く）事業所」と書くのは、優先調達法の障害者側の対象施設である総合支援法上の障害福祉サービスの就労継続支援事業所や就労移行支援事業所、生活介護施設、地域活動センター、あるいは障害者多数雇用事業所、特例子会社を指します。

## ・東京都大田福祉工場

### 制度の移行

東京都大田福祉工場は、1975年、東京都立の身体障害者福祉工場として設置され、障害者と非障害者がともに働く工場として、社会福祉法人東京コロニーが運営してきました。障害者自立支援法（現総合支援法）が施行され福祉工場という制度がなくなり、2012年4月からは障害福祉サービス多機能型事業所として、就労継続支援A型・B型、就労移行支援事業を行っています。

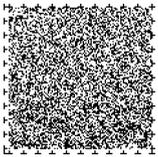
福祉工場制度が廃止された結果、不本意な選択として就労継続支援A型となりました。「不本意な」と書かざるを得ないのは、福祉工場という制度のもとで私たちは、「サービス利用者⇄サービス提供者」という関係ではなく、障害のある従業員

とない従業員が「ともに働く工場」（それぞれが対等に働き、障害従業員が基幹労働者として働き幹部職員になる工場）だったのですが、制度の上では「サービス利用者⇄サービス提供者」という関係になってしまったことを指します。しかし、この制度の中でも「ともに働く工場」という歴史を引き継ぎ、実質的にそのように運営しており、大田福祉工場の特徴は、障害者総合支援法の障害福祉サービスであるにもかかわらず、「共に働く工場」であると考えています。また、ここから先で書くように、約10名の営業員を抱える印刷事業という本格的なビジネスを行っている、というところが特徴的なところですよ。

2012年の制度移行の時点で就労継続B型と就労移行を新設したのですが、この部門でも、できるだけ「共に生き共に働く」というスタンスで運営しています。それと同時に、東京都の、都立民営はすべて民立民営に移行するという方針のもと、運営主体が東京都から東京コロニーに移管されました。

### 印刷業界の問題

大田福祉工場では最盛期に年間15億以上の売り上げがあったのですが、東京都が特命随意契約の制度を見直し、一定金額以上の印刷物はほんの一部の例外をのぞいて競争に回すことになったことと、また、近年のネットの印刷会社の参入による値崩れなどで、売り上げがどんどん減少し、現在は年間約6億円の売り上げで推移しており、それも漸減し続けています。印刷業界自体が斜陽産業になっており、新しい業態も考えなければならぬのですが、印刷に変わりうる新規事業はなかなか見つかりません。そのような状況の中で、一時金や経費を削減するなどして、赤字を出さないぎりぎりのところで経営を維持しています。



## ・この間の優先調達に関する取り組み

### 大田福祉工場の印刷での取り組み

優先調達法が成立した2012年度は、大田福祉工場は民立に移行し、都立という枠が外れた結果、東京都の関与が以前に増して薄れ、売り上げの減少に拍車がかかり、それをなんとか打開しなければならぬ状況でした。制度の切り替えの時期もあり、かなり混乱した状況だったのですが、私たちは優先調達法の成立による事業の維持・安定を図るべく、プロボノの力も借りて営業戦略を立て直し、2013年の法の施行に向けて、優先調達法で計画策定義務のある都内の団体にダイレクトメールを出しました。いくつかの反応はあったのですが、その反応は期待していたより薄いものでした。2013年に入って、東京都などの既存取引先へも優先発注をお願いする営業活動を行うとともに、国のすべての省庁に訪問するために、担当者に電話をかけたのですが、今年度は準備段階で、計画、方針を策定中という回答が多かったです。そのような中でも前向きに話を聞いていただき、見積りの機会（競争見積り合わせ）をだしてもらえ省庁、独法もありました。

ただし、障害者就労施設だからといって「価格が高くてはダメ」「納期に間に合わなければダメ」「求められる品質を確実にクリアできるか」など不安の声も多くありました。とにかく仕事を受注して製品の品質などを評価していただき、実績を積み重ねていかなければ優先発注をしていただくのは難しい、と判断して、積極的に「公示されている競争見積り合わせ」に参加する営業活動を行ってきました。

その結果、2014年度上半期までに中央省庁、都内・関東近県の国の出先機関、独法など約30カ所から新規の受注を獲得することができました。原則として競争見積りという状況は続いています。なんとか調達実績を作りたいという契約担当者も多く、見積りの機会は以前よりも多く頂けるようになってきました。上記のような状況で、現在、優先調達法の結果として、売り上げベースで数千万の新規受注を受けていますが、他での減少分を補いきれていません。

## ・この仕組みの成果と課題

### 成果

この現状をどう評価していいか迷

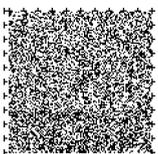
う部分も多いのですが、他の障害者事業所との比較では結果を出している部類に入るでしょう。そして、優先調達法の成果として言えることは、官公庁の仕事が障害者施設が受注できるということ、少なくとも意識はされるようになったことだと思います。いままでは障害者施設への発注に見向きもしなかった官公庁も、障害者施設への発注の計画と報告が義務づけられたことで、それを意識せざるを得なくなりました。それが直接の受注にはなかなか結びつかないにしても、その意義は小さくないはずです。

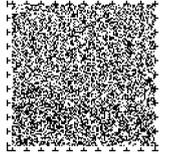
### 課題

この仕組みの大きな課題として、「官公庁に売れる物品やサービスを障害者事業所が持っていない」と、発注側の官公庁だけでなく、供給側の障害者事業所さえも考えているケースが多いという問題があります。印刷や公園清掃などの役務や事務用品や防災用品などの物品購入は見えやすいのですが、障害者施設に切り出せる仕事があるかどうか、障害者事業所側からは見えにくい現状があります。また、その見えやすい役務や物品についても、官公庁との協力関係がなければ、受注できないものがほとんどです。

問題は官公庁に売れる物品やサービスを障害者事業所がどのように持つことができるかです。官公庁からの受注のためには、施設側が提供できる役務や物品が、市場で流通するものと対抗できる価値を持つことが必要となります。その価値とは何かを知り、それをどのように形成できるのかが施設側の課題です。

また、障害者の賃金や工賃のための生産活動を行っている事業所が常識的なビジネスセンスを磨くことも重要です。現実問題として、障害福祉サービスの訓練等給付などの公的給付があればB型事業所の運営は可能であり、工賃を向上させることにあまり力を注いでいない事業所もあるのではないのでしょうか。それなりの工賃を稼ぎ出すためには、それなりのリスクも抱えることにはなりますが、このリスクを避けるために、慎重になりすぎている事業所も少なくないと感じています。確かにリスクは避けたいですが、このままではB型の平均工賃が2万円を下回る現状はなかなか変えられません。





## ネットワークの必要性

そして、事業所側が、必要な能力をどのようにつけるか、施設単体ではどうにもならないことは多いです。それをネットワークの力で克服していくことが問われています。それぞれの地域で、優先調達対象の障害者事業所がつながり、自分たちの課題を実際に解決していくことが必要になっています。具体的には、そのネットワークが地域の自治体と一体となり、優先調達でとれる仕事を探し、それ以外の共同受注や、共同販売を行うことも大切です。また、さまざまな仕事の技術や販売の技術のトレーニング、あるいはビジネスセンスを磨いていくことも、単体の事業所ではなかなか難しくても、ネットワークで力を合わせれば可能性はひろがります。

障害当事者が働くために来ているのに、工賃としては平均で1万円～2万円という金額しかもらえないというB型施設の状況が、その当事者の人権をおとしめている可能性があるということに、事業所側がもっと敏感になる必要があるでしょうし、そこを変革していくための、具体的な施策が必要とされています。

さらに、障害者が就労する関連施設が、このような取り組みの中で自らの力に気づき、それを発揮していくというプロセスは、官公庁だけではなく、広く民間からの仕事を確保していくためにも必要なことです。障害者が就労する事業所ゆえに持つ強みを見つけることが求められています。

## ・大田区の共同受注窓口として

大田福祉工場では、それらの問題も意識しつつ、大田区のB型施設中心の生産活動支援施設連絡会に積極的に参加し、大田区の共同受注の窓口施設となっています。目に見える成果としては、2013年、東京で行われた国体と障害者スポーツ大会の開会式と閉会式の参加者に配布する資料やグッズのセット作業や搬入搬出を大田福祉工場を受注し、区内の10施設で作業し、計200万円分以上の作業をそれらの施設に発注しました。

また、そのように大きな仕事ではありませんが、区内の障害者に配布するヘルプカード・ケース・説明書の封入作業や、88歳の方への祝い金（金券）の封入作業を区内の4つの庁舎で行う作業も、それぞれの事業所で行うことを前提に大田福祉工場を受注契約を行い、それぞれの事業所に作業料金を支払っています。現在はそのための事務経費は

大田区の予算に計上されていません。しかし、そのようなネットワーク事業に対する東京都からの半額補助の制度があり、来年度からはそれを予算化すべく大田区で検討しているとのこと。それが実現すると、大田福祉工場で事務経費を差し引く必要がなくなるため、共同受注の仕事で、受注金額がそのまま事業所に支払われることとなります。また、来年度は厚生労働省の「障害者の技術向上支援に係るモデル事業」に、大田区の生産活動支援施設連絡会で応募することも検討しています。

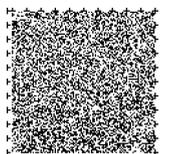
さらに大田福祉工場では、日本セルフセンターの印刷部会の部会長と事務局を担当し、印刷を生業とする障害者施設全体の技術などの向上のため、今年は国際印刷機器展での見学ツアーを企画しました。小さな一歩ですが、そのようにネットワークの力で販売力や技術力などを向上させていくことが、官公庁の優先調達などにチャレンジしていくことにつながればと考えています。この同業のネットワークで優先調達の仕事を回しあうこともさらに拡大したいと考えています。

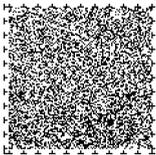
## ・おわりに

以上、優先調達法に関して、そのポテンシャルは小さくないにも関わらず、それが十分に生かし切れていない現状を書いたつもりです。障害者が働く事業所がもっとチャレンジすることが問われているし、また、仕事を出す側（官公庁に限られません）がそれを積極的にサポートしていく体制が必要とされています。

現状では、この法律が障害者の就労や賃金・工賃の向上にどれだけ役に立っているかと疑問視されている面もあるかもしれません。必要なことは、この制度があまり有効に機能しているようには見えないという理由で縮小するのではなく、ここまですべて書いてきたような方法や、もっと有効な方法で、この制度を豊かで中身のあるものにしていくことです。

また、就労支援施設などでの工賃を、欧州の一部で行われているように障害者年金などの所得保障の仕組みとつなげるなどの大胆な制度改革を行うことで、工賃を向上させることがさらに意味を持つ可能性があるのではないのでしょうか。





# 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを考える



筑波大学  
清水 諭

## 1. はじめに

国際オリンピック委員会（IOC）の手によって、1896年に第1回大会がアテネで開催されてから、100年あまり。夏季大会を2回以上開催してきた都市は、アテネ、パリ、ロンドン、ロサンゼルス、そして東京の5都市しかありません。近年、オリンピック・パラリンピックやFIFAワールドカップなど、地球上の数億もの人々がテレビ視聴するメガ・イベントは、BRICSの都市で開催されることが多くなりましたが、東京は1964年に続いて2回目の夏季大会を開催することになりました。ここでは、なぜ東京という都市がオリンピック・パラリンピックを招致しようとするのかを考え、そこからレガシーについて述べてみたいと思います。

## 2. 1964年東京大会とは何だったのか

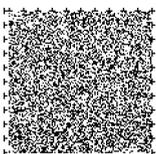
表1は、1964年の東京大会総事業費9873億6300万円の使途をまとめたものです。ここからわかるように、その97.3%にあたる9608億2900万円が関連事業費として、インフラ整備にあてられています。東海道新幹線の開通、首都高速道路をはじめとした幹線道路の整備、さらに上下水道とともにごみ処理方法に対応策が講じられ、東京は表面上、衛生的で清潔な都市に変わりました。国立競技場ほか明治神宮外苑エリア、代々木第一・第二体育館、NHK放送センターのある代々木エリア、そして駒沢公園となっている駒沢エリアが会場として開発され、それらを繋ぐ道路整備が行われました。特に、青山と渋谷・原宿を通る青山通りができたことは、明治神宮外苑エリアー代々木エリアー駒沢エリアを結ぶだけでなく、そのルートの源としての都心エリア（東京・銀座・国会議事堂）への大動脈として都市機能を一変させるものでした。（石渡、2004）

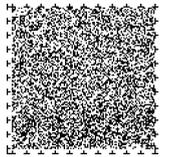
この東京のインフラ整備は、都市とそこに暮らす人々の生活スタイルとしてのダイバーシティをデザインするような議論はなされず、ただ単に「効率」重視の生活へと転換させた事業だったと言えます。川や掘割りが道路に覆われ、排気ガス

など自動車公害のほか、新幹線公害、大気汚染の表面化の中で、人々の暮らしは永久に走り続けなければならない開発主義一辺倒の思想を基礎にした「高度経済成長」と「首都構築」だったと考えられます。

表1 1964東京オリンピック総事業費の内訳

東京オリンピック総事業費 9873億6300万円	
(単位100万円)	
●組織委員会の経費	9,946
●競技施設の建設整備費	16,588
①政府事業 (5,120)	
国立競技場の拡充整備	1,178
国立屋内総合競技場の建設	3,111
戸田漕艇場の整備	328
大会参加選手の練習場整備	120
秩父宮ラグビー場の整備	73
朝霞射撃場の整備	310
②東京都事業 (4,696)	
駒沢公園の建設	4,673
陵南運動場の整備	23
③神奈川県事業 (2,879)	
湘南港（ヨット競技場）の整備	2,482
相模湖漕艇場の建設	380
葉山ヨットハーバーの整備	17
④横浜市事業 (389)	
三ツ沢蹴球場の拡充整備	263
横浜文化体育館改修と付属施設の建設	107
競技会場の周辺整備	19
⑤埼玉県事業 (372)	
大宮蹴球場の建設	230
所沢クレー射撃場の建設	142
⑥その他 (3,132)	
馬事公苑の拡充整備	922
日本武道館の建設	2,210
●関連事業費	960,829
①高速道路など道路整備	175,279
②公園整備	3,335
③下水道整備	34,449
④上水道整備	38,050
⑤隅田川浄化	1,048
⑥清掃施設整備	9,605
⑦フシントンハイツ（米軍宿舎）移転	10,280
⑧横浜港整備	550
⑨東海道新幹線整備	380,000
⑩中央線と環状7号線との立体交差工事	8,637
⑪地下鉄整備	189,492
⑫私鉄の都心乗り入れ工事	28,513
⑬東京国際空港整備	8,576
⑭ホテル・旅館・ユースホステル整備	31,370
⑮NHK放送センターなど通信施設整備	31,139
⑯その他	10,506
(オリンピック東京大会組織委員会「公式報告書」から)	
(朝日新聞、2006年1月25日)	





### 3. 2020年東京大会と湾岸開発

ご存知のように、東京は石原慎太郎都知事（在職期間1999～2011年）によって、2005年9月に2016年大会を招致しようと動き出しました。そして、2020年大会の主たる会場エリアを見ても分かります。東京湾岸、所謂「ウォーターフロント」の開発事業と深く関わってきました。鈴木俊一都知事の4期16年（1979～1995年）の間に計画され、遂行されてきた「臨海副都心開発」の継続であり、以下のような3期にわたる臨海副都心の開発計画です。

- ・ 第1期（1989～1995年）：レインボーブリッジ開通、ゆりかもめ開業（新橋～有明）、テレコムセンター竣工、東京都水の科学館オープン、有明スポーツセンターオープン。
- ・ 第2期（1996～2005年）：東京臨海高速鉄道りんかい線開業（東京レポート～新木場）、東京ビッグサイト（東京国際展示場）オープン、お台場海浜公園開園ほか様々なオフィスビルの竣工。フジテレビ本社屋移転。日本科学未来館オープン。りんかい線が大崎まで延伸、同時にJRとの相互直通運転が開始され、渋谷、新宿、池袋の各副都心と直結。複数のホテル、オフィスビルのオープン。
- ・ 第3期（2006～2015年）：ゆりかもめが豊洲まで延伸され、都心からの道路の整備。東京湾岸警察署が開署。このほか複数の大学、学校、ホテル、オフィスビルなどの設置。

### 4. 例としての豊洲

実際、湾岸エリアは、新たな街がいくつも作られています。特に、2006年10月に約62,000㎡の売り場面積を持つ巨大なショッピングセンターが開業した豊洲は、これに隣接して52階建ての高層マンションが建設されたことで、「都市型の居住空間」として人々を魅了しています。豊洲地区の人口は、2013年までの15年間で2倍以上に増え、人口は約10万人。地区の中心にあった石川島播磨重工業（IHI）造船所が閉鎖した2002年以降、跡地やその周辺の再開発が本格化し、1棟1000戸規模の超高層タワーマンションの建設ラッシュが続いています。（朝日新聞2013年10月29日夕刊）

豊洲北小学校は、2007年に開校しましたが、当初293人だった児童数は毎年200人ペースで増え、クラス数は約3倍の32クラス。運動会には、児童、保護者合わせて3,000人以上が来校するようになっています。2009年度には敷地内に第2校舎を増築しましたが、それでも足りなくなり、2014年度から校庭の一角に6階建ての第3校舎が建てら

れています。江東区教育委員会は、豊洲北小学校と近隣地区の計4小学校88クラスが2019年度までにさらに61クラス必要になると予測しており、2015年度から「豊洲西小学校」が新設されました。

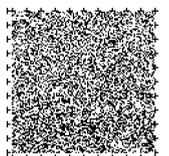
この豊洲や有明などは、道路や鉄道などのインフラ整備がさらに進むため、「ヒト・モノ・カネ」が集まる開発が進むエリアとなります。私たちは、どのような生き方や暮らし方をしたいのかを考えた上で、少なくとも50年先を見据えて、何をどのように残すべきかを議論し、かたちにして行くべき必要があるように思います。

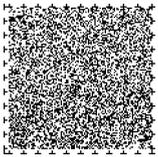
### 5. 2012年ロンドン大会でのこと

IOCは、1992年バルセロナ大会以降、開催都市の評価において、環境をはじめとする社会的次元を重要視してきました。現在では、開催都市及び国家によって創出される、スポーツに直接関係しない社会的かつ政策的な合法性と支援を基盤にした物理的なレガシーに大きく注目するようになっています。2012年ロンドン大会において、政策面に焦点を当てたレガシーは、政府による目標として、以下の5つがありました。（Poynter, 2011: 220）①英国を世界第一級のスポーツ国家にする ②東ロンドンの中心部を変容する ③若者たちを活気づける ④オリンピック・パークを持続可能な生活にとっての青写真にする ⑤英国が生活する、訪れる、そしてビジネスすることにおいて、創造的かつインクルーシブな地であることを示す。

この中で、障がい者に関する事例を挙げるならば、ストラットフォードにあるオリンピック・パークに、新たな住宅を1万から1.2万戸作るとともに、そこに住む人々に対して新たな雇用機会を創出しようとする際、障がい者に対してより多くの雇用機会を与えるようにしたこと。こうした政府による障がい者に対するレガシーは、雇用、障がい者の才能を示すこと、そして障がい者に対する肯定的な理解を広く促進することに焦点化されました（ibid., 222）。そして、建築や環境の構築に際して、インクルーシブなデザインに関する5つの原則が戦略的に展開されるように計画されたのです。（ODA, 2008）

- ・ デザインのプロセスの中心に人々を位置づけること
- ・ 多様性と相異を認識すること
- ・ 単一デザインの選択を要請することは、すべての利用者の収容を不可能にすること
- ・ 利用に際して柔軟性をもたらすこと



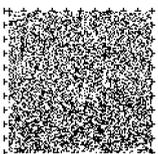


- ・すべての人が快適かつ楽しく利用するための建物と環境を供与すること

ロンドン2012プロジェクトに関わるすべてのプランナー、デザイナー、そしてディベロッパーの戦略は、この「インクルーシブなデザイン基準」に則って展開されました。ギルバートは、パラリンピックのレガシーの特徴について、以下の視点を示しています。(Gilbert, 2011: 230-231)

- ①障がいへの寛容さ、態度の変容、基準の設定、経済的・文化的な変化
- ②市民のプライド、興奮の反映、文化的な配慮、社会的議論、スポーツに関するレガシー、政治的なレガシー、パラリンピック教育の価値、ツーリズムの改善と発展
- ③電信、交通、そして住宅などのインフラストラクチャー、情緒的なつながり、健康、認識の変化、国ごとの競争、新たな設備が基礎にある仕事の増加
- ④障がいに関する資本主義 (handicapitalism)、労力を費やすことの増大、エクササイズの継続、障がいに優しいインフラストラクチャー、社会的統合
- ⑤アスリートの融合、メディア界の欺瞞を暴くこと、排除されつつある認識、よりよく組織された障がい者スポーツ、国民の構築、スポーツ組織の創設、障がい者スポーツに関する小売店舗の増加、プロフェッショナルなマネジメント
- ⑥観察者のプログラム、配達に関する技術的な改良、分類手順の改善、気晴らし、刷新、再生、近づきやすいこと、競技成績の向上、障がい者の権利の増大、社会的可視化
- ⑦スポーツへの熱意、雇用の創出、スポーツ科学についての知識の増大、ボランティアリズム、健康的な生活、スポーツとレクリエーション、芸術、リテラシーと理解、社会的インクルージョン、社会的変化、障がい者への気づきのトレーニング、従業員の意識
- ⑧卓越化への注目、発展的道筋の増加、マーケティング、国民の健康改善、すべての人のための身体活動、レガシーに関わる健康
- ⑨障がいを持った生徒への体育、都市改造、デザインと社会的統合、若い世代を活気づけること、そして最後に不平等を語ること

レガシーはガバナンスであり、企画→実践→評価のサイクルのもと、年度ごとに遂行されていくものです。



こうした2012年大会のパーспекティブを参考にしながら、基盤となる考え方を共有し、都市をデザインしていく必要があります。環境、食糧資源、核などのテクノロジーの問題、ジェンダー、経済的格差など地球規模の問題を抱えながら、21世紀をどのように生きるのか。すべての人の暮らしに配慮した都市がデザインされ、創出されることが重要だと思います。公共空間、特にアクセスポイントである駅などをどのように変えていくかは大きな課題でしょう。英国障がい者問題担当大臣だったジョナサン・ショウは、2009年12月に以下のように述べています。

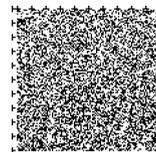
障がい者が、一生に1回の機会であるパラリンピック大会の開催によって、利益を得ることが重要なのです。それは、スポーツの世界のみならず、雇用、積極的なロールモデル、障がい者による芸術プログラムを通して、真の、かつ永続的な変化に向けた、そして障がい者の才能が示される機会です。そのレガシーは、2012年以降も生き、2025年までに障がい者との平等に関するヴィジョンを私たちにもたらします。(Poynter, 2011: 217)

2020年大会を越え、こうしたヴィジョンからレガシーが生み出すことができるよう現在行われていることを見つめ、議論していきたいと思います。

#### 【文献】

- ・ Gilbert, Keith and Davis Legg (2011) "A Metasynthesis of Paralympic Legacy", Legg, Davis and Keith Gilbert (eds.) *Paralympic Legacies*, Common Ground, 229-238.
- ・ 石渡雄介 (2004) 「未来の都市/未来の都市的生活様式：オリンピックの60年代東京」清水諭編『オリンピック・スタディーズ：複数の経験・複数の政治』せりか書房, 154-172.
- ・ ODA (Olympic Delivery Authority's) (2008) "Inclusive Designn", *Inclusive Design Strategy*, ODA, June 2008, 6.
- ・ Poynter, Gavin (2011) "Urban Regeneration and Paralympic Legacy for London 2012", Legg, Davis and Keith Gilbert (eds.) *Paralympic Legacies*, Common Ground, 217-226.

※本稿は、以下の論稿をもとに加筆・修正したものである。清水諭 (2014) 「メガ・スポーツイベントの力学：オリンピックと都市東京」井上俊 (編)『現代文化を学ぶ人のために』世界思想社, 163-177.及び清水諭 (2013) 「SDP・IDSの視点から障がい者のスポーツを考える」『現代スポーツ評論』29: 8-17, 創文企画.



# —太鼓サークルなかよし応援太鼓—

大阪市手をつなぐ育成会  
泉原 貢

## みんなのはじめ

大阪市港区波除に港育成園（生活介護）港第二育成園（就労移行・就労継続支援B型）、メープル（グループホーム）がある。2003年から施設のメンバーを中心に、休日の余暇活動の一環として、サークル活動を実施している。現在サークルには、今回のテーマにしている太鼓サークルなかよし応援太鼓以外にもソフトボールサークルが定期的に活動を行っている。以前はコーラスサークル、絵手紙サークル、料理サークル、ヨガサークルがあったが、残念ながら継続できなかった。

大阪市港区では毎年、「みなとふれあい福祉のひろば」が開催されています。八昇会という地域の高齢者グループが出演、日本民謡と河内音頭と和太鼓を演奏している。その様子を見たメンバーの提案で、施設の知的障がい者のメンバーに太鼓を叩く楽しさを教えて欲しいと依頼したところ、快く受けていただくことができ、2008年からサークル活動を始めた。

なかよし応援太鼓のメンバーは月に1回、「全員仲良く、楽しく」をモットーに稽古に励んでいる。もう一つ大切にしていることが、「みんなで技術を向上させる」ということだ。技術の進歩の遅い彼ら、みんなとペースを合わせることの苦手な彼らが7年間も継続してきた結果、舞台上立って拍手を浴びることができる存在になった。

## 3・3・7拍子から

太鼓を叩くリズムは3・3・7拍子から始めている。

基本は

ドンドンドン・ドンドンドン・  
↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓  
右 左 右 右 左 右

ドンドンドン・ドンドンドン  
↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓  
右 左 右 左 右 左 右

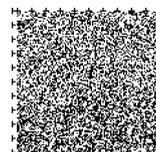
最初は太鼓に向かわず、一人ひとり、自分でバチだけを持ち、手を振ることから始める。身体でリズムを覚えるためだ。しかし、それだけではやる気が起こらない。本当に叩きたいというメンバーの希望を聞いて、太鼓の前に立ったけれど、実際に太鼓を叩くとなると、最初は恐る恐る。慣れるまでも時間がかったけれど、やがて、大きな太鼓の正面を堂々と叩けるようになる。

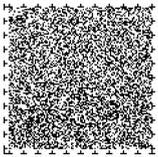
指導者はずっと八昇会の釣船恵司先生。もう70歳のおじいさん。自分で手押し車で八昇会の太鼓を持参。台は自作。先生のやる気がメンバーにも移って、みんなもどンドンやる気に。ところが釣船先生は、自分の太鼓の練習もあって、最近では腕がパンパンに腫れ上がることもある。けれども、「この子たちに向かい合うと、休んでられない」と情熱を傾ける。2008年からずっと一人で指導を担っていただいているが、その苦労は半端じゃない。

「彼らは一生懸命だが、演奏を揃えるのは、並大抵ではありませんでした。中々難しいものでした。」と語りだす。私たちが想像しても、それは簡単なことではない。支援者として、頭が下がる思いです。

現在は、大太鼓、中太鼓、小太鼓などのパートに分かれて、やや難しい練習に取り組んでいます。大太鼓に向かい合って両側から叩くなどができるようになってきました。3・3・7拍子がうまく叩けなかったころから比べると、格段の上達です。上手く打てる人がいる一方、出来ない人もいます。でも、休まず一生懸命練習に取り組む姿勢は大きな成果。一人ひとり成長が見られます。

「面白いのは、できる人とできない人がいても、誰もできない人を責めないこと。難しい課題ができる人が出てくると、やがて、一人、二人と、できる人が





増えていくこと。そして、できてもできなくても、太鼓を叩く、みんな

で叩くということが楽しいと思える

こと。」  
「あれだけやって出来なかったら、私たちはあきらめるし、自分にこれは向いていないと思うんだけど、彼らはそうじゃないんですね」と釣船先生は語ります・・・。

結果だけを評価することが多い社会の中で、戦後の高度成長期を生きてきた釣船先生にとって、結果こそがすべてという価値観が、メンバーの熱心さによって覆されてきたのだ。

「本当に太鼓を打つことが好きなんだと思います。笑顔で楽しく打つ姿、思いっきり打つ姿、真剣に打つ姿を見ていると、指導者としてもやる気が湧いてきて、時間を忘れる時もありました。」と先生はおっしゃいます。

## 大舞台へ

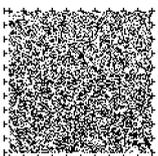
いい時ばかりではない。メンバーの退所、転居、施設の合理化など、何度もメンバーが集まらないときがあった。施設側も、サークル活動を辞めようとしたことがありました。その危機を乗り越えて来ることができたのは、メンバーの熱意。うーん、熱意というようなものじゃない。知的障がい者の特性とでも言ったらいいのだろうか。たった月に一度だけ、いったん生活のリズムの中に取り込まれると、それがなくなると彼らは実際困るのだ。予定された練習日は彼らの体に深くしみ込んでいて、それが急になくなることが許されないのだ。

そんなときは、太鼓サークルと言えば、釣船先生だ。再び、声をかけてお願いをする。こうして、危機はたびたび乗り越えられてきた。

7年目の今ではあるのが当たり前で、なくなることは想定できないようになった。みんなで集まって太鼓を叩くことが、彼らだけでなく、施設にとっても当たり前になってしまった。

そして、2014年11月、大阪市育成会大会に、八昇会となかよし応援太鼓のコラボ演奏。大舞台への出演の時が来た。もちろん釣船先生の緊張も最高潮に。しかし、メンバーたちは平気な顔で、い

つも通りに太鼓を叩くことができた。数百人が入る大阪YMCA国際文化センター。緊張していたのは、関係



出演前にみんなで勢揃い

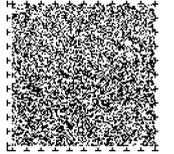


いよいよ本番

者の大人たち。

お世辞には違いないが、「太鼓の音もちゃんと揃っていて、とても良かった」と褒められた。みんなでがんばった成果だと人一倍感動していたのは釣船先生。もちろん、メンバーも喜んでいて、釣船先生の喜び方にはかなわない。しかし、それ以来、練習の時の目が一段と輝きを増したと、関係者はみんな感じている。「揃ってなんぼ」の太鼓の演奏。みんなで作り上げ、それを周囲の人が褒めてくれることで、そのみんなの意識が知らぬうちに高まっていったのだ。

なかよし応援太鼓と八昇会の演奏を見て、「みなとふれあい福祉のひろば」への出演依頼があり、再び大舞台での演奏が実現したのだ。育成会大会は関係者だけの集いでしたが、区内の様々な団体が出演する『みなとふれあい福祉のひろば』は、まさに他流試合。さすがに、メンバーも緊張していたが、大阪YMCA国際文化センターの時と同様、たくさんの方の称賛を得ることができた。今度はお世辞ばかりじゃないと私はひそかに思っ



いた。

## これから

スタートがあり、継続の危機があり、それを乗り越えてきた7年間。太鼓サークルのメンバーの家族に聞いてみた。休日にわざわざ施設まで来るのは大変でしょうと。しかし今では、ほとんどのメンバーは自分から行くと、張り切っているらしい。この意欲をさらに技術としてどうステップアップしていくのか、大きな課題でもある。知的障がい者だからこれくらいで、という甘えをどう克服していくか。ちゃんとした音楽集団としての将来を考えると・・・釣船先生は葛藤をしながら、彼らしい活動を模索している。

- ①基本を大事にしながら、複雑なリズムももう少し取り入れていきたい。
- ②単調にならないよう、変化をつけて、楽しみながら『なかよし応援太鼓』を続けたい。
- ③本当は月1回の練習を増やしたいが、それより、月1回でも継続することを大切にしたい。



練習に集まることが楽しみ



みんなの手がそろってるぞ

- ④今まで以上に力強く、リズムを覚えて、楽しく打てる事を目標としたい。
- ⑤服装も大事。イベント出演時、鉢巻き、手甲を身につけて、全員「やる気」を出して取り組んでいきたい。

## 知的障がい者の地域生活

こうしたサークル活動には「運営」の苦勞も付きまとう。指導者の釣船先生と同様、運営に当たっている育成会職員の私も高齢という課題を抱えている。継続するためには太鼓好きの若い指導者と若い運営者が必要である。どちらも今のところ見通しが立たない。

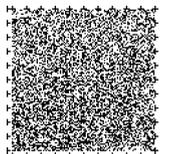
2015年度からは人数が増えたため月一回の活動を午前・午後の2グループに分けて実施している。人数が増えるのはうれしいことだが、それだけ関係者の負担が増えることになる。現在、19人の参加者だが、これ以上増えるとどうしようもなくなる。

また、通所施設に通う知的障がい者の休日をどう過ごすかということを見ると、太鼓サークルだけの問題ではなくなってくる。家族、ガイドヘルパーと個別に楽しめばいいのだが、お金の面、彼らを受け入れてくれる場の問題、彼らの興味の問題など、夜間と休日の自由な時間の過ごし方が、地域で暮らす知的障がい者にとっての大きな課題である。

多くのメンバーは、多くのサークル活動を活用し、今週は太鼓、翌週はソフトボール、その次はボウリングというように、施設、他事業所の活動に多くを依存している。

サークル活動は、施設を使うので会場費もかからないし、指導者や運営者はボランティア、さらに太鼓サークルの場合、道具は八昇会からの借り物、バチや台は手作りで、お金のほとんどかからない活動で済ませているが、お金がかからないから集まっているのか、みんなで集まることが楽しいからなのか、太鼓が好きなのか、よく考えてみなければならない。

大阪市手をつなぐ育成会の理念として「障がいのある人が安心して心豊かにすごせるように」地域生活での楽しみの一つのステップとして、太鼓サークル なかよし応援太鼓が、今あるように思う。



## 社会保険 Q&A

**(問)** 障害年金の認定基準が改正されたと聞きました。どのようなものか教えてください。

**(答)** ○ 「障害認定基準」とは

病気やケガによって障害が残り、障害年金を請求することになりますが、障害の程度は、重い方から1級・2級・3級（厚生年金のみ）となっています。

この障害の状態は、国民年金法施行令別表（1級及び2級）、厚生年金保険法施行令別表第1（3級）に定められています。これら別表は、比較的抽象的な基準を示すにとどまっています。これを厚生労働省の通知で、いわば解説しているものが、「障害認定基準」といわれるものです。

「障害認定基準」は、昭和61年4月から適用されていたものが平成14年3月に一部改正され、本年6月1日に認定基準の一部が改正されました。これは、近年の医学的知見を反映して、認定基準を見直すとともに、表現や例示の明確化を図るため、関係の専門家による審議等を踏まえたものとされています。本稿では、改正部分のみの記述とします。

### 1. 聴覚の障害

聴覚の障害により障害年金を受給していない者に対し、1級に該当する診断を行う場合には、オーディオメータによる検査に加えて、聴性脳幹反応検査等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査を実施する。

### 2. 音声又は言語機能の障害

(1) 障害の状態を判断するための参考を追加

①構音障害、音声障害、聴覚障害による障害

発音不能な語音を評価の参考とする。語音発語明瞭度検査等が行われた場合は、その結果を確認す

る。

②失語症

失語症の障害の程度を評価の参考とする。標準失語症検査等が行われた場合は、その結果を確認する。

(2) 音声又は言語機能の障害と他の障害の併合認定の取扱いについて規定する。

### 3. 腎疾患による障害

(1) 認定に用いる検査項目を病態別に分け、項目の追加を行う。

(2) 各等級に相当すると認められるもの(例示)の中に検査項目の異常の数字を入れる。

(3) 腎臓移植について、経過観察のために移植後1年間は従来障害等級を維持することとし、それ以降は移植を受けた者の状況を踏まえて、障害等級の認定を行うこととする。

### 4. その他の疾患

(1) 排せつ機能の障害

人工肛門を造設した場合や尿路変更術を施した場合、完全排尿障害状態となった場合の障害認定を行う時期を、これらの状態になってから6か月を経過した日（初診日から起算して1年6か月を超えた場合を除く。）に見直す。

### 5. その他

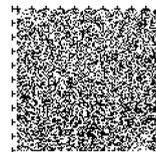
認定基準の改正に伴い、関係する診断書の改正が行われています。6月1日前に交付された旧様式による診断書については、当分の間、同日以降も使用することができます。

今回の改正については、周知用のリーフレットが年金事務所の窓口を用意されています。

詳細については、年金事務所に問い合わせてください。

(回答：社会保険労務士 高橋 利夫)

# 全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ） 研修案内



今後、開催予定の研修会をご紹介します。詳しくは、当センターのホームページをご覧ください。  
ホームページからのお申し込みも可能です。

## ● 障害者サービスコーディネーション研修会（アドバンストコース）

①目的 障害者の障害特性や保健福祉サービスを円滑に提供するためのコーディネーションの理論と手法について研修し、障害者の地域での自立した生活を支援することのできる優れた人材を養成することにより、障害者の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

### ☆本研修会の特色☆

『アドバンストコース』では、地域で障害者の総合的相談支援業務に携わる者に対してより実践的な研修を実施し、地域で中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。

②対象者 都道府県、市町村、福祉事務所、相談支援事業所、社会福祉協議会、保健所、障害者福祉センター、相談支援事業所、障害者地域生活支援センター、その他障害者関係施設、障害者居宅支援事業を行う事業所等に所属し、現在、地域で障害者の総合的相談支援に携わり、リーダーを目指す者（現在、リーダーとして活躍中の者を含む）。

③期間 平成27年12月4日（金）～12月6日（日）

④定員 50名

## ● 第2回障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会

①目的 障害者の個々のニーズに対応したレクリエーション支援の理論と手法について研修し、障害者が潤いある豊かな生活を送れるように支援することのできる人材を養成することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とします。

### ☆本研修会の特色☆

障害者のレクリエーション活動の価値を理解し、基礎的な援助方法、実技種目を学び、施設等におけるプログラムディレクターとして、レクリエーションプログラムを企画、運営できる人材を養成します。

②対象者 障害者施設等において障害者のレクリエーション支援に携わる者。

③期間 平成28年1月15日（金）～1月17日（日）

④定員 50名

## ● 第2回『個別支援計画』作成および運用に関する研修会

①目的 個別支援計画に対する考え方、手法などを検討し、より利用者寄り添った個別支援計画が作成され、利用者の個性に合わせた計画が作成されることにより、より豊かな日常生活をおくることができることを目的としています。

②対象者 各事業所の個別支援計画作成担当者及びサービス管理責任者などで、現在、個別支援計画の作成および運用に関わっている方。

③期間 平成28年1月23日（土）～1月24日（日）

④定員 70名（申込状況により、定員を調整する場合がございます。）

※応募者多数の場合は抽選とさせていただきます。

### 戸山サンライズ（通巻第267号）

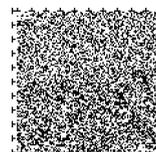
発行 平成27年10月30日

発行人 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 会長 炭谷 茂

編集 全国障害者総合福祉センター

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1 TEL.03(3204)3611(代表) FAX.03(3232)3621

http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm



# 職員の福利厚生はおまかせ!

新規会員募集中!

会員数

**24.7**万人

(平成27年7月現在)

豊富な  
サービス  
メニュー

## ソウェルクラブ “クラブオフ”

全国75,000か所以上の  
各種施設が優待料金。

- ホテル・リゾート ● ライフサポート
- レジャー ● ビューティー&スポーツ
- 映画

## 生活サポート

- 特別資金ローン
- ソウェル保険(団体生命・医療保障・積立)
- ソウェル保険(傷害・入院・がん)
- ショッピング 他

## 地域(都道府県)サービス

- 会員交流事業  
(日帰り・宿泊旅行、観劇・コンサート、  
テーマパークツアー、  
スポーツ大会、テーブルマナー 他)
- 地域開発メニュー  
(宿泊、リゾート、レジャー施設割引 他)

## トラベル&スポーツ

- 全国提携宿泊施設
- テーマパーク
- 国内・海外パッケージツアー
- レンタカー
- スポーツクラブ
- スクール 他

## 各種情報提供

- ホームページ
- ハンドブック ● 情報誌
- オリジナル手帳の配布
- ソウェルクラブニュースの発行 他

## 充実した基幹サービス

- 生活習慣病予防健診 1人最大 **4,120円**助成
- 健康生活用品給付 毎年 **1品**贈呈
- こころとからだの電話健康相談 相談料・通話料 **無料**
- 各種お祝品贈呈
  - ・結婚お祝い **1万円**の商品券
  - ・出産お祝い **1万円**の商品券
  - ・入学お祝い **5,000円**の商品券
  - ・永年勤続 5、10、15、20、25、30年勤続  
**5,000円～5万円相当**の記念品
- 万一の際
  - ・会員死亡 **60万円**(就業中の事故… **180万円**)
  - ・配偶者死亡 **10万円**
  - ・高度障害 **60万円**、後遺障害 **最高120万円**
  - ・入院 1日 **1,000円**、入院中に手術 **手術内容に基づき給付**
  - ・災害見舞金 法人 **20万円**、会員個人 **1万円**
- 資格取得 **5,000円相当**の記念品
- 各種講習会 受講料・教材費 **無料**
- 海外研修 費用の **半額程度**助成
- クラブ・サークル活動 1人あたり **1,000円**助成
- 指定保養所 **優待料金+会員2,500円**引き
- 会員制リゾート **法人会員料金**



ソウェルクラブ  
**Sowel**  
CLUB

ソウェルクラブの資料請求、加入のお申し込みは  
**社会福祉法人 福利厚生センター**

http://www.sowel.or.jp 詳しくは  で  または、お電話でお問い合わせください。  
TEL ☎ 0120-292-711 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3-1 NBF小川町ビル10階